

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第1号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日、一部の規定は平成27年6月1日から施行することとした。

### ◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第2号）

- 1 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、運転免許試験手数料等の金額が改定されたこと及び自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る講習手数料の金額が定められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年6月1日から施行することとした。

### ◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第3号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費、他県における同種の料金等との均衡を保つ観点から、現行の手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第4号）

- 1 県の施策の推進に要する財源の一部とするため、法人県民税の法人税割について、一定基準以上の法人に対して超過課税を行っているところであるが、引き続き施策の推進を図る必要があることから、その適用期間を5年間延長するとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正により創設された新たな幼保連携型認定こども園の通学の用に用いるバスについても幼稚園の通学の用に用いるバスと同様に自動車税の軽減措置の対象とするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成27年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第5号）

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、この条例で人員、設備等の基準を定めている指定介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行するものとされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

### ◇香川県行政手続条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第6号）

- 1 行政手続法（平成5年法律第88号）の一部が改正され、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続等が新設されたことを踏まえ、同法の規定が適用されない処分及び行政指導についても同様の手続等を新設するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第7号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第8号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年5月29日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第9号）

- 1 公衆衛生上講ずべき措置の基準について、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準を設け、現行基準との選択制を導入する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第10号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第11号）

- 1 少年院法（平成26年法律第58号）の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年香川県条例第12号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、新たな教育委員会制度に移行することに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第13号）

- 1 公務のために旅行する職員等に支給する旅費について、より旅行の実態に即したものとするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第14号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第15号）

- 1 依然として厳しい治安情勢に的確に対応し、県民の安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県部等設置条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第16号）

- 1 本県の豊かな資源を活用した交流人口の拡大に係る施策等を総合的に推進するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第17号）

- 1 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）の廃止により、小規模企業者等設備導入資金の貸付事業が廃止されることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年3月31日から施行することとした。

◇香川県森林整備・林業再生基金条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第18号）

- 1 国の森林整備加速化・林業再生事業の終了期限が撤廃されることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第19号）

- 1 子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備等を図るために緊急に対応すべき事業を円滑に実施する目的で設置された香川県子育て支援対策臨時特例基金の設置期限を平成28年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第20号）

- 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正され、耐火に関する技術的基準の整理が行われたことに伴い、この条例において定める興行場等の耐火に係る基準について、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成27年6月1日から施行することとした。

◇子育て県かがわ少子化対策推進条例（平成27年香川県条例第21号）

- 1 香川の未来を担う子どもが、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然の中で、健やかに育つことは、私たち全ての願いである。一方、今日の未婚化や晩婚化を背景とした急速な少子化の進行は、経済や地域社会の活力の低下を招くなど、本県の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。推計では、平成52年において本

県の人口は77万人にまで減少すると予想されていることから、同年における人口80万人を目標とし、積極的に少子化対策を推進する必要がある。「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい」と考える若者が多いとの調査結果とともに、多くの若者が将来家庭を持つことを望みながら、適当な相手とめぐり合わないことなどから結婚できないとの調査結果も明らかになっている。このため、少子化対策には、子育てへの経済的支援、保育等の充実、雇用の安定、仕事と家庭の両立の推進などの施策に加え、県民総ぐるみで結婚のお世話をする「おせっかい運動」を展開するなど、結婚への気運を高めることが重要である。ここに、安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる香川を実現するため、この条例を制定することとした。

2 平成27年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会委員会条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第22号）

1 新設される交流推進部を経済委員会の所管事項とする等のため、所要の改正を行うこととした。

2 平成27年4月1日から施行することとした。